## 補助金調査・評価シート[制度的補助]

補助金名等																					
補助金の名称		通所	ナー	-ビス和	利用	促進	事業	貴補」	助金										No.		13
予算	事業名	介護網	合付	<u></u> 力費支給事業																	
予算科目		款 03民生費			項	項 01社会福祉費 目 07自立支持							援	事業費	ŧ						
<b>丁</b> 昇	- 作日	節 19負担金補助及び交付金				金糸	細々節 02通所サービス利用促進							進事							
部課名	健康福祉	上部障	害福	祉課							電話	番	号	049-	-251	-27	11		内線		335
補助	か金の根	処																			
		条例	il																		
+E1 +hn 2	女 /51 左	規則	IJ																		
作及 抄处 5	条例等	要組	岡	富士見	市	通所	サーヒ	ごスオ	利用	足	進事	業費	補	助金	交付	<b>力要</b>	綱				
		その	他	埼玉県	見通	所サ-	ービス	ス利!	刊促:	進	事業	費補	助:	金交	付婱	更綱					
開始	a 年度	平成	1	9 年月	度	終期	の設	定		];	有(			年度	まっ	で)		<b>~</b>	無		
++ ^-	<b>の</b> 八 準王	<b>~</b>	事	業費補	助			団	体運	営	費補	助				1	べこ	ント	等補.	助	
補助金	の分類		投:	資的補	助			扶	助費	的	補助										
補助	か金の概.	要																			
	「「「で対象にどの」。金を交付することにより、障害者自立支援法の円滑な施行を図るとともに、障害 これにはより、では、では、では、では、では、では、では、では、できる。 これには、では、では、では、では、では、では、できる。 これには、では、では、では、では、できる。																				
導入の経緯 (どうしてこの補 助制度を導入しなければならなかっ たのか。)							⁵h														
(対象資格	対象資格 (対象資格はどの ようなものか。) ようなものか。) ②原則として1回の送迎(外部委託を含む。)につき、平均10人以上が利用し、 かつ、週3日以上の送迎を実施している事業所																				
(どのようで交付しか。また の確認資	交付内容等 (どのような基準 で交付しているの か。また、交付時 の確認資料はどの ようなものか。) 「均玉県通所サービス利用促進事業実施要綱第8条第1項の規定による事業の承 を受けているかどうかを確認するための承認決定通知書の写し ようなものか。)																				
(予算額を	基礎 をどのよ している			2年度				7, 75	0 =	FP	9										

補助割台	<b>今等</b>
補助割合等 の明示	☑ 有 ( □ 定額) □ 無(「予算の範囲」のみの場合を含む。)
財源内訳	□ 市単独 ☑ 国・県・市 □ 国・市 ☑ 県・市 割合 市 1/4 国 県 3/4 (分数表示)
上乗せ・横出し	□ 国・県の基準よりも拡充して交付している □ していない
上乗せ・横出 しがある場合 の内容と金額	

## 交付実績とコスト (単位:件・円) 項目 平成20年度(決算) 平成21年度(決算見込) 平成22年度(予算) 交付(見込) 9件 9件 9件 件数 交付(見込)件数 の増減要因 7, 750, 000 決算(予算)額(A) 4, 952, 000 7, 571, 000 国庫支出金 財 5, 812, 000 県支出金 3, 709, 000 5, 673, 000 源 内 その他 一般財源 1, 243, 000 1, 938, 000 1,898,000 概算人件費(B) 20,907 20, 975 20,970 概算補助事業費 7, 591, 975 4, 972, 907 7, 770, 970 (A+B)埼玉県と同一歩調で交付している補助金であるため、次の書類等を提出させてい 実績報告の確認 る。 (実績報告書受理 ①埼玉県通所サービス利用促進事業実施要綱第11条第1項に規定する完了通知書 時の確認資料は、 の写し どのようなもの ②完了した補助対象経費の内訳を証明することのできる書類 か。)

## 事業環境等

見直しの有無	□有(	年度)	☑ 無	※ 5年以内の見直しに限ります。	
				正の激変緩和措置の一環として平成1 直しは行っていない。	9年度

## 廃止した場合の 問題点

(廃止した場合の問題点や継続しなければならない理由など)

障害者自立支援法の施行による制度改正の激変緩和措置として制度化されたものであるので、国・県・市町村が連携して実施していく必要があるため、廃止することはできない。

·補助割合 県 3/4 (内、国1/2) 市 1/4

	ì	評	価										
	評值	西項目		判断理由	評 価								
必要性	情致政	会勢しの望か経に、実ま	して制度	目立支援法の施行による制度改正の激変緩和措置と 逐化されたものであるので、国・県とともに、市が こいく必要がある。	☑ 望ましい □ そうでもない								
先	政中的	し状でに い況の 生 に べき か	上記(必	必要性)に同じ	<ul><li>☑ 優先すべき</li><li>☐ 優先度が低い</li></ul>								
有交性	しが	的に対 て成果 出てか のか	上記(必	必要性)に同じ	☑ 成果が出ている								
維続性	まての的	状継、導をき の続当入達る まし初目成か		公要性)に同じ 見ともに、平成23年度までの実施事業としている。	☑ 達成できる □ 達成できない								
		□現状の	のまま継続										
			ンの上継編 ( 23	投入したい) カ率の変更)									
Ē	所 属		見直しの上継続を選択した場合には、その内容を記入してください。										
	所属長評価	その他問題点・課題等があれば、その内容を記入してください。											
	:価												